

令和6年度第3回太子町子ども・子育て会議 会議録

1. 開催日時 令和6年12月16日(月) 14時00分～16時00分
2. 開催場所 太子町役場 議会棟C101会議室(全員協議会室)
3. 審議事項 第3期太子町子ども・子育て支援事業計画(素案)について
4. 出席委員 松浦委員 小谷委員 福井委員 川上委員 八木委員 井上委員
武田委員 植山委員 田中委員 難波委員 栗田委員 柳生委員
5. 欠席委員 無
6. 事務局 教育委員会 福井教育次長
教育委員会こどもえがお課 肥塚課長 竹本副課長 佐々木係長
(株)ジャパンインターナショナル総合研究所 内藤 山森
8. 傍聴者 なし
9. 審議経過及び結果 以下のとおり

【審議経過】

1. 開会
2. 教育次長あいさつ
3. 審議

第3期太子町子ども・子育て支援事業計画(素案)について

(事務局説明)

武田会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、言葉等も含めて確認しておきたいこと、ご意見を頂ければと思います。

松浦委員 第5章の「3 教育・保育の量の見込みと確保方策」について、「(1) 幼稚園用利用希望」の中に認定こども園を希望する1号認定者も含まれているのでしょうか。

事務局 含まれています。

松浦委員 「(2) 保育所等利用希望」の一番下の「今後の方針」に「今後も私立認定こども園等の充実を図り」とあり、認定こども園が保育所等利用希望に入っていると読み取れますが、一般の方は分かりにくいと思います。現在、町内では保育所より認定こども園のほうが多く、認定こども園に来園されている1号認定の子もいるので、分けた方が見やすくなると思います。

事務局 数値の内訳は出ているので、分けて記載することは可能です。記載方法について改めて検討します。

川上委員 34 ページ、「(1) 就学前教育の充実」の「①教育内容の創意工夫」のところに「各園の教育課程に基づき」と書いてありますが、今は、こども園、保育所、幼稚園はきちんと教育課程がありますので、「各園」ではなく、「各園所」と書くべきではないかと思いました。「③小学校教育との円滑な接続の推進」も、今は全ての就学前教育と小学校は交流を行っていますので、「園」と限定しないほうがいいと思います。また、35 ページ、「(2) 保育サービスの充実」の「①保育の質の向上」にある「保育士の資質向上に努めます」とは保育士に限定されているのでしょうか。「⑥障害児保育体制の充実」の「保育士の研修会等への参加を呼びかけ」も保育士の限定なのか、幼稚園教員も含まれているのかも教えてください。

事務局 「園」の記載については修正させていただきます。35 ページ、①の「保育士の資質向上に努めます」が幼稚園教諭等も含まれるのかということについては、保育サービスなので保育士と書いていますが、幼稚園教諭も含まれます。「保育士等」といった記載はどうか。

川上委員 私たちは「等」で分かりますが、一般の方が見て分かるような書き方をするのであれば、幼稚園教諭も入れるべきかとも思います。

植山委員 大学の教育要領では幼稚園は幼稚園教諭、保育所は保育士、こども園は保育教諭となっていますが、まとめて「保育者」という言葉も使っています。保育者が適当かどうか分かりませんが、検討をお願いします。

事務局 ありがとうございます。記載方法については、文字数や全体的なバランス等を考慮し、検討させていただきます。

武田会長 「各園」は他にも多く使われていると思うので、統一をお願いします。

松浦委員 同じく 35 ページの「⑨保育士等の確保」に「太子町保育士協会」とありますが、正式には「太子町保育協会」です。

事務局 修正します。

松浦委員 59 ページの「(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は、令和 8 年度から実施予定となっていますが、園にはこの話がないようです。モデル事業が始まっているという話は聞きますが、課題が多い制度だと聞いており、町から園長等にこの話が伝わっていないのであれば、令和 8 年度から開始するのは難しいのではないかと思います。また、この人数では保育所は厳しいのではないかと思いますので、その辺の話がどうなっているのか教えてください。

事務局 この制度については、市町村の条例で定めるところにより、町で基準を定めることとなりますが、基準案が国からきちんと示されてない状態です。ただ、子ども・子育て支援法上、令和 8 年 4 月 1 日施行ということで出されており、そこに向けてなるべく早い段階から始めたいと思っています。また、この事業の実施場所ですが、保育所、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業の事業所、小規模保育の事業所、企業主導型、認可外など、国が出しているものにはありますので、この人数だけは確保したいと思っています。今後、法的な整備が必要ですが、事業者の皆さんにご協力をお願いしていきたいと思っています。

松浦委員 こういう形で出てしまうと、知らないまま始まる不安がありますので、ニュースになっている時点で園長会や保育協会で小まめに情報を出していただければと思います。

事務局 国の説明会資料を展開できればと思いますので、それを読んでいただければと思います。

す。こちらもしっかりしたものを頂いていないので分からない部分もありますが、県や国に問い合わせることはできます。

松浦委員 最近各市町村単位で実施するかどうか決めてほしいというものが多く、太子町がどういう方向でいくつもりなのか、情報を定期的に出していただければありがたいです。

武田会長 計画として出てしまう前に情報がほしいということですね。国の動きもありますし、令和8年度開始でスムーズに政策が動くかどうか分からない状況があるかもしれません。以前、病児・病後児保育についても、本町ではなかなか受け入れ先が見つからず、計画に上げているものの実施できていない状況があったかと思います。いったん計画には上げるけれども、体制が整うまで本格実施は遅れていくことも考えられるというイメージでよろしいですか。

事務局 今年度、モデル実施している市町の結果が分からない状態ですが、国の施策として令和8年4月1日本格実施と打ち出されており、子どもの数から国の基準通りに算出した人数を見込み量として上げています。モデル事業では時間数も月に10時間等で、実質、ここまでの需要があるかどうか分かりませんが、令和8年度から国の実施の通りに行っていき、ここまで確保できなかったとしても、どこかでは実施したいと思っています。

小谷委員 誰でも通園制度はいろいろ分かり次第、小まめな情報提供をお願いしたいところですが、実施に向けて保育士等の確保がしっかりできていないと、突然始めますと言われても厳しい現状です。少子化で子どもの数が減っても、それ以上に保育者の数が減ると、今後も厳しい状況が続いていくと思います。太子町保育協会でも要望書等を出していますが、保育士確保のための施策等も、併せて園長会等で小まめな情報提供をお願いしたいと思います。

事務局 情報提供させていただきます。

武田会長 こども家庭センターが新しくスタートしていますが、センターの役割や町民がどのように活用していく形になるのか、簡単に全体像の共有化ができますか。

事務局 令和6年4月から太子町こども家庭センターを設置しています。母子保健機能はさわやか健康課にあり、専門職を配置して生まれる前から一体的に支援し、子どもが生まれると児童福祉機能のほうに情報を共有して虐待の早期発見や虐待防止のための支援を行っています。43ページ、(2)の「④子育て世帯訪問支援事業」は、ヘルパーを派遣して家事、育児、学習支援等を行う事業で、「⑦親子関係形成事業（親子関係の構築に向けた支援）」は、ペアレントトレーニングを実施しています。また、33ページ、(4)の「②子育て短期支援事業の周知」にある子育て家庭ショートステイ事業が、こども家庭センターが行う家庭支援事業です。こうしたものを利用して保護者のレスパイト等を行うことで虐待等の予防につなげるという施策ですが、今は予防までできておらず、姫路の児童相談所が対応するようなケースについて、太子町のこども家庭センターが虐待通報等の対応をしています。ただ、子どもに関する情報が太子町こども家庭センターに集約されていますので、以前より対応が早くなっているかと思います。

武田会長 こども家庭センターの事業と相談支援の流れの中のもの、例えば小中学校等のスクールソーシャルワーカーが抱える課題、要対協も含めて、横の連携のような体制はできているのですか。

事務局 学校や地域で発生した子どもに関連する事案は、全て太子町のこども家庭センターに集約される形になっていますので、仕事は増えています、連携ができていると思います。

田中委員 20ページの「放課後の過ごし方について（就学児を対象）」で、「ひまはび」とファミリー・サポート・センターの利用が非常少ないのですが、子どもが自力で行けない等の理由がありますか。

事務局 これは昨年実施したアンケートの結果ですが、アンケート上では特に少ない理由を把握していません。ただ、例えば「ひまはび」は龍田地区にあるので、校区外の子は子どもだけでは行きにくいという意見は、今回のアンケートとは関係なく数件上がってきています。

田中委員 35ページ、(2)の「⑦ファミリー・サポート・センター事業の推進」に「送迎できない場合」という文言があります。この部分で、「ひまはび」を使いたいという遠方の子どもの希望があれば、ファミリー・サポート・センターと「ひまはび」の連携を勧めて

いただくことは可能でしょうか。または、保護者にファミリー・サポート・センターを使えば、放課後の居場所も「ひまはび」で確保することも可能ではないかと、施設をつなげるようなアドバイスができる場所はないのでしょうか。

事務局 それは「ひまはび」の活性化ができないかという意味でしょうか。

田中委員 「ひまはび」とファミサポに問い合わせたのですが、そういう利用もできるそうです。体調が悪くなった場合などは親に連絡したりしますが、子どもが自力で行けずに諦めるのではなく、そういう使い方ができるというつなぎ方を行政でしていただければありがたいです。

事務局 個別に使い方などの相談があれば説明できますが、個別事例を広報等で住民全員に向けた周知はしづらいかもしれません。あと、個人的には、ファミサポを使うのは有料なので、お金を出してまで子どもだけで「ひまはび」に行くのかと疑問なところがあります。

田中委員 子どもが希望していて、お金も出していいという保護者に限られますが、極端に利用が少ないので、子どもが最初から諦めてしまうことがあるのではないかと、少しでも利用が増えればと思いました。また、ファミサポでは、小学校の先生が対応していただければ小学校から直接「ひまはび」や塾にも送迎できると聞きました。習い事などの送迎が負担になっている場合もあるので、そういうところも保護者に周知していただければと思います。

事務局 塾の送迎等で毎月利用されている実績もあります。ファミサポは始まって年数がたっていますが、利用者は多くないので、提案いただいたように今後も引き続き周知していきたいと思います。

武田会長 田中委員、感覚的なところになるかもしれませんが、就学時の保護者等はこの制度をご存じだと思いますか。当事者からの相談というより、こちらから投げかける情報提供がどのくらいできているのが最初かと思いますが、こういう形で利用できますという広報は可能ですか。

- 事務局 それは可能だと思います。広報の仕方はなかなか難しいですが、具体例があれば保護者も入ってきやすいと思いますので、今後、検討していきたいと思います。
- 田中委員 例えば、初回無料で使ってもらうのはどうでしょうか。
- 事務局 行政の事業としては、初回無料はあまりないかもしれませんが、最初の制度設計をきちんとしていれば可能だとは思いますが。
- 武田会長 アンケートの中で、自宅で過ごしている子どもが7割いることをどう捉えるかだと思います。もっと子どもたちが遊ぶ環境をつくりたいと思うのであれば、そういったことを受けて行っていくということだと思うので、アンケート結果を町がどう見るのかという部分から施策が始まるのかと思います。そういう中で、田中委員から、利用されていないという部分が、本当に子どもや保護者のニーズをカバーしているのかという思いがあってご質問があったのかと思います。その辺りはいろいろと案を考えていただければと思います。
- 難波委員 放課後の利用場所として「ひまはび」などがありますが、現実的ではないと思います。原池では子どもは小学校まで片道約40分歩きます。1年生でも月曜日以外は帰宅が3時半過ぎになりますので、通常はどうしても自宅になり、それがアンケート結果に出ているのかと思います。保護者としては、長期休み等の利用はもっと伸ばしてほしいと思います。32ページ、(2)の「③地域交流館における交流の促進」で「ラウンジにおいて、子育て中の保護者とその子どもたち（未就学児）」となっていますが、ここには小学生の利用は含まれないのですか。
- 事務局 地域交流館自体は、就学児も未就学児でも誰でも利用できます。ただ、小学生は単独で来ることも多いため、親同士の交流という意味で「未就学」という文言を入れたのだと思います。この部分の記載方法については、担当課にも確認します。
- 武田会長 ここは未就学児以外も対象になっているのか確認いただいて、どういう表現にするか再検討いただければと思います。別の質問になりますが、本計画において太子町の強みや特徴を打ち出すとすれば、どういうことになりますか。

事務局 今回の第3期計画で新たに6事業を追加しました。1つは誰でも通園制度ですが、残りは全て太子町のこども家庭センターの事業になります。市町村のこども家庭センターの設置についてはまだ努力義務ですが、太子町は支援が必要な家庭が他の市町に比べて多いということがあり、近隣に比べても早い段階で養育困難世帯へのヘルパー派遣事業を始めています。こどもえがお課として、子育て支援策が充実しているのは、太子町のこども家庭センターの事業だと思っています。

武田会長 その辺りは、案件が多いということではなく、町の子育て支援として他の市町に比べ、先駆けて進めているというところを強く打ち出すような表現は可能ですか。

事務局 困ったときの相談窓口が1本になったことで、より行きやすくなると思われ、そこは引き続き、こどもえがお課から子育て世代に向けて周知していきたいと思います。

武田会長 各自治体も設置に向けて専門職の確保にかなり苦勞されているところがあると聞いていますが、太子町としては充実した確保が進められているイメージでよろしいでしょうか。

事務局 完璧に充実しているとは言えないのですが、人事担当課にも、今後、必要なので人材の確保に努めていきたいとアピールしていきたいと思います。

植山委員 「ひまはび」はどういう目的でつくられて、どういう活動をされているのですか。

事務局 以前、太子山公園の麓にあった児童館「ひまわり館」を引き継いでいます。子どもたちが自由に遊びに来ることもできますが、いろいろなクラブ活動もしています。先日は乳幼児のクラスでクリスマス会をしていました。小学生以上のクラブ活動などもしています。また、32ページの紹介にも書いていますが、子育て支援員が保護者からの相談を受けたりもしています。また、今回、新事業で追加になった58ページの「(15) 親子関係形成支援事業」は、子どもとの関わり方、子育てなどに悩みがある保護者に対するペアレントトレーニングのことになりますが、このような研修も「ひまはび」で行ったりしています。

- 事務局 子育て親子に交流の場を提供することが主体になっています。親子関係形成支援事業でのペアレントトレーニングは、虐待予防の意味もあって始めました。子育てに関する相談や講座等も行っています。
- 植山委員 場所は知っていて、龍田地区は穏やかないい地区だと思うのですが、一番大きい所になるのが不思議でした。話を聞くと、とてもいい施設なので校区に1つずつあればいいと思いました。予算のこともあるので大変ですが、他の地区にもあれば、それが太子町の独自性になるのではないかと思います。
- 武田会長 稼働状況はどういう感じですか。
- 事務局 52 ページの「(2) 地域子育て支援拠点事業」の量の見込みが実績に近い数値になります。
- 武田会長 今、ニーズを受けてという状況もあると思いますが、増やしていこうとする場合の動きはどういう感じになるのでしょうか。この計画の中で新たに増設することは難しいけれども、国の施策を何とか網羅する状況に加え、太子町として長い目で見て何かをとというときに、どこで話し合われていくことになるのですか。
- 事務局 ソフト面でどうにかなるのであれば検討もできるかと思いますが、ハード面で拡充していくことはなかなか困難な状況です。今、町では行革を進めていて、公共施設の面積を縮小させていこうとしています。ですので、「ひまはび」のような施設を新たに提供するとすると、それは難しいとは思いますが。
- 教育次長 行革の中では持続可能なまちづくりということで、いかに生き残るかというところですので、ハード面では難しいのですが、今のものを充実させる形で、子育て世代の皆さんに、太子で子育てしたいと思っていただけるような施策を進めたいとは考えて話を進めています。
- ジャパン総研 太子町のどのような点に力を入れていきたいのかとのご質問について、業者的な視点になりますが、補足的にお伝えします。今回、特徴的だったのは、課長が言われたよう

に、57～58 ページにある新規事業の特に (12) ～ (15) の見込み量が同規模の自治体と比べて、かなり多いかと思えます。「(12) 産後ケア事業」等も自治体の規模に比べるとかなり多めに見積もっており、人口約 10 万人の自治体とあまり変わらない見込み量を上げてあります。「(13) 子育て世帯訪問支援事業」も、5 万人規模の自治体でも 100 以下の見込み量になっている自治体が多いので、かなり多い数字となっています。「(14) 児童育成支援拠点事業」については、結構難しい事業なので、実際にどのように行っていくかは、今後、太子町のほうで内部調整されていくと思いますが、見込み量が上げられていることだけでも、虐待等による死亡など深刻な事案をなくしていきたいのだろうと、数字から感じました。ペアレントトレーニングもそうですが、これらの事業については、10 万人やそれ以上の自治体が上げてある見込み量より多いくらいの数字が上がっていると思います。町の特性やニーズの多さを太子町でも鑑みられて、見込みを多く出されていると思います。産後ケア事業も子育て世帯訪問支援事業も人が実際に行っていくサービスなので、経費もかかります。子育て世帯訪問支援事業は家に訪問して家事支援等を行うヘルパー的な事業にもなり、その辺の事業に関する見込み量をしっかり上げてあり、町として支援が必要な世帯にしっかり支援を届けたいという思いを、この数値から感じました。

武田会長 計画の中で攻めている状況がよく理解できました。委員としても、この計画に関わっている中で、しっかりとこういう部分に力を入れているのだと自信を持って発言できるという部分で、関わっているからこそ頂ける意見でありがたいです。

松浦委員 今、特別支援が必要な子どもも非常に増えてきていると思います。39 ページからそういう子どもへの支援体制の充実がありますが、今期になって新しく変わったことなどがあれば教えてください。

事務局 個別療育は、昔から力を入れていますので、ここは引き続きですが、「ひまはぴ」でも心理士による相談事業なども行っていて、そういう部分は少し増えたりしています。40 ページ、(2) の「②療法士等巡回相談事業」は国庫補助事業ですが、これも引き続き行っています。拡充しているものは、それほどありませんが、引き続き行っている状況で計画に上げさせていただいています。

松浦委員 園に来ている子どもたちの中でも、発達検査を受けてみたいという相談内容もありますが、なかなか半年先、1 年先にしか受けられない状況です。その時に受けていれば、もっと違う療育がスタートできてプラスになることがあるのにもったいないと思うことが多いのです。私立の園に入園が決まった子の情報を全く頂けないので、入園準備会で保

護者から聞いて始めて気づくことも多く、保護者と職員の信頼関係ができてから聞くこともあります。早く情報を頂けると、それだけ早く園も手が打てます。園が始まってそれが分かるのはとても大変なことなので、「幼稚園・保育所・認定こども園・学童保育園において、特別な支援が必要な子どもの受け入れを拡充できる体制の強化を図り」ということであれば、非開示情報とはいえ、ぜひ、大事な情報はお互いに共有できるような関係になればいいという願いがあります。

事務局 こどもえがお課で把握できることについては、お伝えしていきたいと思います。

福井委員 民間レベルの話になりますが、民間の通所施設を利用していく就園前の子どもさんであれば、保護者から相談等があれば、ケース会議という形で園に出向いたりしています。町のサービスでも療法士として関わっていますが、個別療育という枠組みで預けてある子どもさんに関しては、園との連携が取りづらいとは感じています。民間の通所施設を利用していない方でも、園や学校と共有しやすい体制があればいいとは思っています。

武田会長 療育が必要な子どもたちが上がってくる前の時点で、保護者が何かの情報で「そういえばうちの子も」という、そういう接点をこの計画の中で拡充していくような具体策はありますか。

事務局 園や保育所、認定こども園を利用して、集団の中に入って始めて先生方が先に気づくことのほうが多い気がします。そこからどうつなげていくが、なかなか難しいのかと思います。

福井委員 「療法士等巡回相談事業」が40ページに2ヶ所ありますが、今、恐らく心理士が一番巡回に来られていると思いますので、施策等に変更がなければ心理士を一番上にしていただけだと思います。

事務局 確かに心理士が多いので、内容部分の記載順を変更します。

福井委員 中学生の不登校が少しずつ増えていると聞きますが、中学生等を対象とした施策は計画のどれが該当するのでしょうか。

事務局 58 ページの「(14) 児童育成支援拠点事業」が年齢は関係なく、家や学校などに居場所がない子どもに対して居場所を提供するという事業で、先ほどジャパン総研様も言われたように、とても難しい事業です。今は努力義務ですが、いずれしなくてはならない事業になると思っており、何とか令和7年度中に制度を考えて、令和8年度から実施したいと考えています。

難波委員 計画の対象は18歳以下の子どもですが、保護者がこれを見ると「児童」という言葉は小学生のように感じて分かりづらいと思います。もう少し分かりやすい表現があればと思います。

ジャパン総研 この計画は、基本的には就学前児童の待機児童対策がメインで、子どもの放課後総合プランという小学生の放課後対策も背景にあるので、就学前プラス学童保育が中心的な内容となってきます。ただ、児童福祉法は18歳以下と複雑なところですので、計画の前段の、例えば計画策定の背景や位置づけのところに、「主として、この計画の対象となる子どもについては小学生以下」等を加筆することが考えられます。委員が言われたように、中学生以上は生徒という呼び方になり、児童育成支援拠点事業など18歳まで使えるものもあって複雑ですが、中心的な内容は小学生までとなります。

武田会長 例えば、言葉の定義づけなど、他の自治体での記載例はありますか。

ジャパン総研 例えば、国のほうは「子ども」は小学生くらいまでをイメージしがちなので、高校生や青年期まで含めて「こども」と、捉え方のイメージを変えたいということです。高校生までを対象とする事業は「こども」にする形で、わざわざ使い分けてある自治体もあります。

武田会長 これまで本会議の委員は中学校の校長先生までが入っており、対象は中学生までをイメージしていましたが、高校生も入っていますか。

事務局 始まったときより、子ども・子育て支援制度自体も変わってきて、範囲がどんどん広がっています。アンケートは小学校3年生までしか実施していませんが、新しい施策は若者くらいまでに広がって、今回、生まれる前から入ってきています。今後、別にこども

計画を作るようになってくると思いますが、多分、39歳くらいまで入ってくるようで、定義づけが曖昧になっているかと思っています。

田中委員 32ページの「ひまはび」が18歳未満対象で、児童館の時は中学生も高校を卒業した子ども来ていました。「ひまはび」を中高生も利用できる交流の場所にしていったらどうかと思います。

事務局 未就学の子どもを連れた保護者がメインで利用していると思いますので、大々的に中学生、高校生も居場所で使ってくださいと言うかどうかは、改めて検討したいと思います。

武田会長 田中委員としては、「ひまはび」のような事業をしているところが、対象年齢を広げる意味で、もっと有効活用されたいのではないかという思いでしょうか。ハード面ではなかなか難しいという状況があるにしても、こういう形のものを制度と制度のつながりも含めて活用していけるといいのかと思います。生活困窮の子どもの学習生活支援事業なども、子どもと大学生や高校生のつながりの中でということも施策の中で言われている状況の中で、そういう居場所になっていくのかと思います。

事務局 先ほど難波委員から質問があった地域交流館ですが、最近は中高生が夜まで勉強していてほぼ満席の状態です。ですので、中高生の居場所としては地域交流館も一つあるのかと思います。

武田会長 ありがとうございます。たくさんの意見を頂きました。事務局としては、修正可能な部分については、よろしくお願いします。以上で本日の議題は終了させていただきます。委員の皆様、たくさんの意見をありがとうございました。それでは、これ以降の進行については事務局にお任せします。

5. その他

(事務連絡)

6. 閉会

この議事録が真正であることをここに署名する。

令和6年 / 月2 / 日

署名委員 田中 薫

署名委員 難波 杏奈